

【体制届の提出について】

【提出期限】令和7年4月1日から算定を開始する場合 **令和7年4月15日(火)**
令和7年度における体制届の提出日と算定開始日の関係を以下にまとめます。

体制届の提出日	・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・日常生活・介護予防総合事業	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
4月15日まで	4月1日から算定(特例)	4月1日から算定(特例)
4月16日から5月1日まで	6月1日から算定	5月1日から算定
5月2日から5月15日まで		6月1日から算定
5月16日以降	1日から15日までの提出 ⇒翌月1日から算定 16日から末日までの提出 ⇒翌々月1日から算定	1日に提出 ⇒当月1日から算定 2日から末日までの提出 ⇒翌月1日から算定

【提出先】総社市役所長寿介護課
(窓口持参, 郵送又は電子メール)

【体制届等の様式について】

令和6年度報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止に伴い、届出書の添付書類の様式について改訂が予定されています。改訂後の様式等につきましては、ホームページに掲載を予定しています。